

令和3年度 伴走型支援事業 参加事業者募集のご案内

釧路北部地域雇用創造協議会では、釧路北部地域（標茶町、鶴居村、弟子屈町）においてモデルとなり得る好事例を創出し、その過程で得たノウハウを地域内企業等に広く展開させるため、重点分野（農業、観光業関連、建設業、介護福祉・医療分野）を中心に広く伴走型支援事業の参加事業者を募集することとしました。

新分野進出等を考えている地元の皆様にとっては、絶好の機会でありますので、ふるってご参加をご検討ください。

概 要

■募集内容

釧路北部地域における好事例を創出するため、協議会が採用した事業者の提案に必要と認めた経費を支弁（予算総額100万円上限で打ち切り）

例1：地域のモデルとなる地域特産品づくりのための経費

（専門家派遣、マーケティング調査、販路開拓広告費・会場借上など）

例2：地域のモデルとなる旅行商品開発

（検証のための専門家招聘、モニター参加者の体験イベント費用など）

■募集事業者数

1者以上（複数の事業者の提案を採用した場合は、予算総額の範囲内）

※採択後、PR事例集作成など、協議会の取り組みへの協力が条件

■実施対象期間

令和3年12月1日（水）から令和4年3月31日（木）まで

応募資格・審査条件・申込方法など

■応募資格

協議会が令和3年度開催した経営活性化講習会を受講した地域内企業等で、以下の2つの条件を満たす企業

（1）標茶町、弟子屈町、鶴居村のいずれかに事業所があり、かつ同地域内での採用を希望する企業

（2）就業規則を作成しているなど、正規雇用に向けた就労環境を整備している企業

■審査条件

採択に当たっては、事業趣旨を勘案の上、参加申込書に記載された提案内容を審査し、釧路北部地域雇用創造協議会会長が事業者を決定するものとする。

■申込方法

「参加申込書」「費用見込み（案）」及び参考資料を連絡先あてメール提出

■申込締切

令和4年（2022年）3月2日（水）17：30まで ※応募要領等を参照

【連絡先】 釧路北部地域雇用創造協議会事務局

所在地 〒088-3211 川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号 弟子屈町役場 中3階

連絡先 TEL：015-482-2940 FAX：015-482-5669 E-mail：info@stt-job.com



令和3年度 伴走型支援事業 参加事業者募集要領

釧路北部地域雇用創造協議会

1 目的

釧路北部地域（標茶町、鶴居村、弟子屈町）においてモデルとなり得る好事例を創出し、好事例創出の過程で得たノウハウを地域内企業等に広く展開させるため、伴走型支援の対象となる事業者について、重点分野（農業、観光業関連、建設業、介護福祉・医療分野。以下同じ）を中心に広く募集することとする。

2 概要

(1) 募集内容

釧路北部地域における好事例を創出するため、採用した事業者の提案に必要な経費を、釧路北部地域雇用創造協議会（以下「協議会」）が支弁

（複数の事業者の提案を採用する場合も、予算総額100万円上限で打ち切り）

(2) 募集事業者数

1者以上

（複数の事業者の提案を採用した場合は、予算総額の範囲内で協議会が支弁費用を審査・認定）

(3) 実施期間

令和3年12月1日（水）※第1回経営活性化講習開催日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 採択後の協力条件

採択された事業者は、PR用事例集作成への協力など、協議会の取り組みに積極的に取り組むことを条件とする。

3 応募資格

令和3年度に協議会が開催した経営活性化講習会を受講した地域内企業等で、以下の2つの条件を満たす企業

- (1) 標茶町、弟子屈町、鶴居村のいずれかに事業所があり、かつ同地域内での採用を希望する企業
- (2) 就業規則を作成しているなど、正規雇用に向けた就労環境を整備している企業

4 審査条件

採択に当たっては、事業趣旨を勘案の上、参加申込書に記載された提案内容を審査し、釧路北部地域雇用創造協議会会長が事業者を決定するものとする。

《審査の主なポイント》

- 提案の内容（独自性、モデル性）
- 事業完了の見通し・実現性
- 業務執行体制、スケジュールの妥当性
- 事業全体のコストの妥当性
- その他（モデルとして展開することで期待できる効果など）

5 申込方法

別添「釧路北部地域雇用創造協議会 伴走型支援事業 参加申込書」及び「釧路北部地域雇用創造協議会 伴走型支援事業 費用見込み（案）」を、下記宛にメールで提出願います。
（必要に応じ、参考資料を添付願います。）

参加申込書は、協議会Webサイトからダウンロードできます。

[申込先]

〒088-3211

北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号 弟子屈町役場 中3階

釧路北部地域雇用創造協議会 事務局

（事業推進員 又は 弟子屈町観光商工課 雇用担当）

TEL：015-482-2940 FAX：015-482-5669

E-mail：info*stt-job.com 【「*」を「@」に置き換えて送信願います】

※URLはこちら ⇒



5 参加費用等

原則無料（協議会が認めた経費については、協議会が支弁）

※ただし、予算総額の上限を超えた場合は、提案者の自己負担としますので、あらかじめご了承ください。

詳細は、参考「地域雇用活性化推進事業に関するQ & A（関係部分抜粋）」を必ずご覧ください。

《必要経費（一例）》

- ・サービス・商品の開発やその後の展開へのアドバイスのための
専門アドバイザーの謝金・旅費
- ・マーケティング調査費
- ・設備リース料
- ・販路拡大のための展示商談会への参加旅費、保険料
- ・販売促進のためのパンフレット制作費
- ・その他協議会が伴走型支援の目的に合致すると認めた経費

6 申込締切

令和4年（2022年）3月2日(水) 17：30まで ※必着

7 今後の主なスケジュール(予定)

- ・令和4年（2022年）3月2日(水) 申込締切（第2回経営活性化講習会開催日）
- ・令和4年（2022年）3月上旬 参加企業等決定、準備
- ・令和4年（2022年）3月31日(木) 事業終了

地域雇用活性化推進事業に関するQ & A（関係部分抜粋）

（厚生労働省職業安定局地域雇用対策課 令和3年3月）

Q35 事業所の魅力向上、事業拡大の取組における伴走型支援は必ず実施する必要がありますか。

A 伴走型支援は必須ではありませんが、事業所の魅力向上、事業拡大の取組として、地域の事業所を対象とした新分野進出等に資する講習会は必須となります。

Q36 選定事業所に対する伴走型支援の具体的な内容を教えてください。

A 伴走型支援は、新分野進出等の講習会に参加した事業所等を中心に支援の対象とする事業所を選定し、選定事業所が新分野進出等に取り組む際に、協議会が伴走し支援するものです。具体的な支援内容は、商品デザイン、販路開拓等に必要な専門アドバイザーの派遣やマーケティング調査費、機器等借損料の支弁、販路拡大に向けた試験販売のための会場借料等が想定されます。

なお、当該取組は、地域における新分野進出等を通じた魅力ある雇用の確保・拡大の好事例を収集し、地域内に展開するために実施するものであり、特定の企業に利益を与えることが目的でないことに留意が必要です。

Q37 伴走型支援の取組において、協議会が委託費で販売スペースを確保して販路開拓のための地場産品の販売会を行った場合、売り上げは国に返還しなければならないのでしょうか。

A 活性化事業は、事業の実施において収益を得ることを目的としたものではありません。また、必要な経費は委託費より支弁することが可能なため、委託費で支弁した場合には、事業の実施に伴い得た収益を原則として国に返還する必要があります。

ただし、販路拡大のノウハウ獲得のために協議会が委託費で販売スペースを確保し（恒常的なものは不可。通常は数日若しくは1週間～2週間程度）、選定事業所が製造した商品を自ら持ち込み自ら販売する場合の売り上げは選定事業所の収益となるため、返還は不要です。

Q38 伴走型支援の取組において、協議会が新商品開発のための材料費を委託費から負担し、開発中の商品の試験販売を行った場合、売り上げは国に返還しなければならないのでしょうか。

A 商品の適正価格を検証するために、協議会が材料費を委託費で支弁し、試験販売を行う場合の売り上げは、選定事業所ではなく協議会（国）の収益と見なされます。そのため、試験販売により得た収益は別に管理し、精算時に全額を国に返還する必要があります。

Q39 伴走型支援を行う中で、開発中の旅行商品の効果を検証するため、モニターツアーを実施したいと考えています。広く一般人を参加者として募集し、ツアー料金を徴収せずに実施することは可能でしょうか。

A 一般の方を対象としてモニターツアーを実施することに問題はありませんが、委託費から参加者の地域までの交通費や宿泊費を支弁することはできません。

委託費から支弁する経費は、地域内で参加者が体験するイベント等に必要な経費のみとし、地域までの交通費や宿泊費は参加者がそれぞれツアーリストやホテル等に支払う方法等により実施してください。また、参加者からツアー料金を徴収し、事業費として使用することはできませんので御留意ください。

なお、詳細な検証を目的に、専門家等をモニターツアーへ招聘する場合の経費は、全額を委託費から支弁できるものとします。

Q40 事業所の魅力向上、事業拡大の取組における伴走型支援により開発した商品の権利はどこに帰属するのでしょうか。

A 伴走型支援にあたって、協議会と選定事業所との間で特段の定めがない場合、選定事業所に帰属することとなります。

Q41 事業所の魅力向上、事業拡大の取組における伴走型支援により開発した商品について、知的財産権の取得に係る経費を委託費から支出することはできるのでしょうか。

A 委託費から支出することはできません。

活性化事業では、地域の事業所が取り組む地域の特産品を使った商品の開発や販路拡大等のノウハウの開発に伴い、専門家を派遣してアドバイスを行う等の伴走型による支援を実施するものであって、それらの支援に係る経費（それらの支援に係る経費（Q36 参照）については参照）については支出することは可能ですが、選定事業所の知的財産権の取得そのものについては支援の対象外です。

Q42 伴走型支援の実施により魅力ある雇用が生まれてマッチングした好事例は、委託期間が終了するまで、地域内事業所に提供することはできないのでしょうか。

A 伴走型支援の好事例は、地域内の事業所等へ提供することにより、地域における新たな事業展開とそれを通じた魅力ある雇用の創出につなげていくことが期待されるものです。

このため、委託期間が終了する前であっても、一定の成果が出た段階で選定事業所と調整の上、好事例を地域内の事業所等へ提供することが可能です。ただし、知的財産権はあくまで選定事業所側に属しますので、どこまで好事例として公表するかは実施当初より選定事業所に十分確認した上で、決定してください。

Q46 伴走型支援の中で、選定事業所が海外で事業を展開する場合、短期間、専門アドバイザー等を同行させることは可能でしょうか。

A 不可となります。当該事業は海外等の国外での事業は想定していません。

Q48 伴走型支援で選定事業所が新分野進出等に伴って商品開発を行う場合は、どの範囲まで支援が可能なのでしょうか。

A 商品デザイン、販路開拓等に必要な専門アドバイザーの派遣やマーケティング調査費、機器等借損料の支弁、販路拡大に向けた試験販売のための会場借料等が可能です。

釧路北部地域雇用創造協議会 伴走型支援事業 参加申込書

※令和4年3月2日（木）締切

令和 年 月 日

【参加事業者の内容】

参加者名 (事業者名)			
住所	〒		
担当者		E-mail	
電話番号		FAX 番号	
URL			
主な事業内容			

※申込み後、事業者・団体の概要が確認できるパンフレット等を提出いただく場合があります。

【伴走型支援の提案内容】

提案名		
提案の内容 ※必要に応じ、 参考資料を 添付願います。		
必要経費（案）	総額：_____円 【主な内訳】 ・ ・	
提案が下記の	☐ 農業（酪農） ☐ 観光業関連（宿泊業） ☐ 建設業（土木） ☐ 介護福祉分野（ ☐ その他（	☐ 農業（その他： ☐ 観光業関連（特産品ほか： ☐ 建設業（建築・電気・設備） ☐ 医療分野（

釧路北西部地域雇用創造協議会 事務局（事業推進員 又は 弟子屈町観光商工課 雇用担当）
 TEL: 015-482-2940（事業推進員 内線539） FAX: 015-482-5669
 E-mail: info*stt-job.com 【「*」を「@」に置き換えて送信願います】

整理 番号	項目	内訳	費用見込み	摘要	その他
例 1	専門家派遣（謝金・旅費）	・ ○●,000円／時間× 2 時間× 3 回 ・ 旅費 ●●, 0 0 0 円 （宿泊費、J R 料金）	○○●,000	特産品販売促進 特産品開発	
例 2	販売促進用ちらし作成 ※○月○日イベント用	・ △▲△,000円 （両面 A 4 カラー 5,000部）	△▲△,000	特産品販売促進	
例 3	消耗品購入	・ 食材費 ▲△000円	▲△,000	特産品開発用	
	計		0		